

《市街化調整区域内の旧既存宅地制度による“**既存宅地要件(線引き前からの宅地)**”がある土地において、建築基準法の確認済証の交付を受けようとする者は、**法第43条第1項**の規定による許可又は規定に適合する証明書の交付を受けてください。》

法第43条・規則第60条申請に必要な添付書類等

- ・ 申請書は「正」「副」を各1部(計2部)提出して下さい。提出時に手数料の納付が必要です。
- ・ 下表の○(必須)、△(必要に応じて)を添付すること。(詳細は申請事案毎に充分確認して下さい)
- ・ 全部事項証明書(土地)、その他の証明書等は概ね3ヶ月以内のものとし、「正」には原本を添付すること。
- ・ 既存宅地要件以外の場合は、③～⑦に代わり、【資料1-6】法第34条各号に関する申請に必要な図書を参照し添付すること。

| チェック | 添付順 | 図書の名称 | □法第43条(建築許可)※1 | □規則第60条(適合証明) | 備考 |
|------|-----|--|----------------|---------------|--|
| □ | ① | 交付申請書・チェックリスト | ○ | ○ | 【記入例】を参照 本書に☑をつけてチェックリストとして申請書の次ページに添付すること |
| □ | ② | 線引き前からの宅地を証する書面 全部事項証明書(土地) (法務局発行の原本) | ○ | ○ | 各務原市の線引き(昭和46年3月31日)以前から登記地目“宅地”が登記日で確認できること(口事前審査済土地(丸子・大牧・北島・船山団地等)は除く) |
| □ | ③ | 閉鎖謄本・土地台帳 (法務局発行の原本) | △ | △ | ②で確認できない場合に添付 |
| □ | ④ | 既存宅地確認書の写し (岐阜県発行) | △ | △ | ②③で確認できない場合に添付 平成13年5月17日までに取得してある場合に添付(再取得不可) ②③で、登記地目“宅地”でない場合に添付(既存宅地確認書の写しがあれば不要) ⑥⑦のみの場合は、現況：宅地課税が前提であるため、 □固定資産課税証明書(土地)を併せて添付すること。 □線引き前の航空写真(国土地理院発行)を求める場合あり。 (協議の結果、敷地の全体または一部を認められない場合あり) |
| □ | ⑤ | 現況地目証明書 (市資産税課発行の原本) | △ | △ | |
| □ | ⑥ | 固定資産課税証明書(家屋) 又は滅失家屋証明書 (市資産税課発行の原本) | △ | △ | |
| □ | ⑦ | 昭和46年3月31日以前の農地転用許可証の写し (市農業委員会発行) | △ | △ | |
| □ | ⑧ | 位置図 | ○ | ○ | 周囲の建物連たん状況が分かるものとする 方位、申請地境界(赤枠)を明示 |
| □ | ⑨ | 区域図 | ○ | ○ | 住宅地図(最新版)の写し等で⑧⑨を兼ねることも可 |
| □ | ⑩ | 土地の公図の写し (法務局発行の原本) | ○ | ○ | 申請地境界(赤枠)を明示 |
| □ | ⑪ | 土地の求積図 | ○ | ○ | |
| □ | ⑫ | 土地の現況図 | ○ | ○ | 方位、申請地境界(赤枠)、建築物(用途)、構造物(仕様)、現況レベル、接する道路・水路(名称(道路法・建築基準法)・幅員)、⑬の現況写真の撮影方向等を明示 法第43条は、地目(隣地)、下水(本管・引込)、接する水路(仕様・流水方向)も明示 |
| □ | ⑬ | 現況写真 | ○ | ○ | 原則として4方向(東西南北)以上から撮影したものとする 申請地境界(赤枠)を明示 規則第60条は、建物が滅失している場合に滅失家屋証明書等を添付(※2) |
| □ | ⑭ | 土地利用計画図 | ○ | ○ | 上記⑬(現況写真の撮影方向除く)のほか造成計画平面図を兼ねて、計画する建築物(用途)及び排水施設・土留め(仕様)、計画レベル、宅盤の流水方向等を明示 現況地盤面より切土・盛土厚が30cm以下であることを明示(30cm超となる場合は法第29条の開発許可申請となる) |
| □ | ⑮ | 造成計画断面図 | ○ | — | 縦横2面以上とする 建築物及び排水施設、土留め等の配置、現況レベル、計画レベルを明示 現況地盤面より切土・盛土厚が30cm以下であることを明示 |
| □ | ⑯ | 排水施設の断面詳細図 | ○ | — | 【技術基準 宅内排水施設標準構造図】を参照 |
| □ | ⑰ | 土留めの断面詳細図 | ○ | — | 【技術基準 造成・区画明示・擁壁等の概要】を参照 |
| □ | ⑱ | 建築物の各階平面図 | ○ | ○ | 建築面積・延べ床面積の算定根拠を添付すること 規則第60条は、新設延べ床面積が1.5倍以下の検定を行うこと |
| □ | ⑲ | 建築物の立面図 | ○ | ○ | 最高高さを明示 |
| □ | ⑳ | 既存建築物の用途が確認できる書類 | △ | ○ | 建物登記簿謄本等 法第43条は、専用住宅以外の既存建築物がある場合に添付 |
| □ | ㉑ | 公共汚水ます(取付管)等設置申請書 | △ | — | 下水引込新設の場合に添付(下水道課の受付印必要) |
| □ | ㉒ | 各種許可・証明書等の写し | △ | △ | 直近の適合証明書がある場合等に写しを添付 |
| □ | ㉓ | その他 | ○ | ○ | 各務原市が必要と認める書面 |

※1：造成工事(排水施設や土留め等)の完成写真と引換えに許可書を交付します。【43条手続きフロー・工事写真例】を参照

※2：既存建築物が滅失している場合は、滅失日が概ね申請日より1年以内であるものに限り既存建築物が残存とみなします。